

# 障害児教育のこれから

倉持義和

- 一——はじめに
- 二——養護学校義務化の実施
- 三——義務化をめぐる思惑ちがい
- 四——ほんとうの教育にもとめられるもの

## 一——はじめに

子どもたちは、まず、身近な環境に強く影響される。物的・心理的・社会的なさまざまな刺激によって、心身の成長・発達を促進され、あるいは抑制され、ゆがめられもする。都市の子どもの成長・成熟加速現象、その他都市の文化的刺激、教育熱心な親の影響、はげしい心理的刺激、運動の不足、子どもに対する不自然な刺激などは、子どもの心身のバランスをこわしがちにする。林立するビルディング、スモッグや排気ガスに汚染された空気、騒音と振動との渦、おびやかされる交通事故の危険、密集した

家屋、パチンコ屋、飲み屋、子どもたちの創意や自分でものを工夫する楽しさを奪った玩具ばかりを積み上げたデパート、自然の美にひたうる幸せや喜びの与えられない子ども遊園地、ホコリだらけの公園、教育ママに塾やおけいこごとを強いられて緊張し切った子どもたち、一人ぼっちで寝ころび、テレビを見ているカギッ子たち、おとな本位の街の片隅に追いやられて、ホットドッグで欲求を満たしている子どもたち……都市の子どもといえば、どこかすきりしない、どこか歪められた感じのする子どもたちの姿が目につく。

文明の進歩や都市化、現代化の波は、生活の

便利さや、有益さをもたらしてくれたことの代りに人間の誰もが持っている筈の大切な生命の働きを弱め、そこからくる喜びを奪ってしまったが、もっと困ったことには、競争を基盤とする現代社会の風潮は、人びとにひたすら適応と安定とだけを追い求めさせ、同じ生命にはぐくまれていくもの同士としての、利害を越えたむつみ合いをとっても困難なものにしている。障害を持った都市っ子にとっても、このような人間社会の発展してゆく方向で都市化に適して育ち生きていくのには険しい現実となっている。ここにも都市に生きる障害児と彼らを取り巻く健全児たちの教育について考えるべき多くの問題

を提供しているがゆえに、十分に考える価値があると思われるのである。

## 二——養護学校義務化の実施

義務教育の学校は小学校、中学校だけではない。心身障害児を教育する盲学校、ろう学校、養護学校もまた学校教育法では義務教育機関の一つとされているのに、施行期日がなかなか政令で定められなかったばかりに、義務教育にはならず三十年余りがたってしまった。学校教育法が制定されたのは昭和二十二年のことである。戦前から既に実績のあった盲、ろう学校については制定翌年から義務制に移ったものの、その他の心身障害、体が不自由だったり知恵おくれや病弱で学校に行けないでいる子どもたちについては、義務教育制度から置き去りにされてしまっていたのである。ようやく、養護学校教育の義務制の実施時期を予告する政令が公布されたのは、四十八年のこと、五十四年四月一日、「五十四年度養護学校義務化」はこうしてどこにもかくにもスタートを切ったのである。ところで、養護学校教育を義務制にするとは、障害児の全員就学を意味する。養護学校の義務化が進まなかった理由にはいくつかある。養護学校の建設にあたって、その施設や設備に

一般小・中学校よりも建設費がかかることや、運営経費がかさむことなどのために、施設の整備が全国的に進まず遅々としていたことが背景にあったからだ。この他に、障害の重い子どもたちの教育についてその具体的な教育内容や方法が確立していなかったことや、重度の障害児について十分な教育を行うためには、それに必要な医療を含めた教育の問題などの解決が併せて要請されてくるなどの理由によるためであった。事実、これまでの養護学校では、重度児の多くは、「特殊教育の対象」から外され、親が入学を希望しても、身辺自立がある程度できなければ……心身の障害の状態が重過ぎるために………と断わられることが多かった。それが、今年度からは、このような子どもたちもすすんで受け入れ、文字通り全員入学を果たさなければならぬことになったのである。本市にあつては、この重度の障害児の教育は、全国に一步も二歩も先駆けて着手してきた経緯があり、既に十年前の四十四年に、神奈川県と同期を同じにして就学猶予・免除の障害児たちのために在宅心身障害児家庭訪問教育制度を発足させており、早くも三年後の四十七年には、重度障害の子どもたちが通学できる「訪問学級」という画期的な特殊学級を市立中村小学校内にスタートさせ、学籍や、集団教育指導の

保障をいち早く実現させた。極めて限られた教育機能しか持ち得ない従来の家庭訪問教育の欠点を改善し、いわば同制度の発展的解消を図ったのである。教師が家庭を訪問して行われるマン・ツー・マン教育の在宅教育制度は、以後は本県の制度としてのみ存続して行くこととなったが、県にあつては、四十九年になって初めて学籍保障の問題が考えられるようになったため、そこで本市内にくつかの特殊学級を設置して、そこに家庭訪問指導学級をおくこととなり、各学校ごとに市内の在宅障害児を在学させ一応学籍だけは取らせるようになった。このたびの義務制実施に伴い、この訪問指導学級も解消されることとなり、本市では養護学校分教室とし、中村小学校以外に新たに三カ所を加えて本年四月より新発足させることになった。このように、本市では重度障害の子どもたちに対する教育の実践は、長いいきさつをふまえてきているが、こうした子どもたちには、極めて不満足にしか教育の手を差し伸べていかなかった本県を含め地方の実情までも平して全国一斉の義務化全面实施とは、いささか時期尚早、無茶な思いがしないわけではない。「教育のいない子はいない」「学校に子どもをあわせるのではなく、子どもに学校をあわせた教育」などと言ってみても、一体ほんとうに、全員入学

が実現できるのだろうかという心配が消えるものではない。学籍の保障という言葉は、

教育という歯車からはじき出されてしまった子どもたちにとって確かに魅力ある言葉にはちがいないだろうが、依然として内容の充実よりも学籍保障という形式だけが重んじられた義務制の実施に終わりはしないだろうかという懸念は一向に払拭されない。重度の障害児は家庭訪問教育方式で済ませていけばよいとする考え、言ってみれば、相も変らぬ安上がりな温情的な施策だけで片付けられるようなことが無いだろうかという危惧である。障害児にとって教育が必要なのは仲間が必要ということ、学籍を与える場合、そこに集団教育の保障がなければ教育効果はきわめて弱いものになる。これは障害児である期間、仮教育するための止むを得ぬものではあっても、長期間のプログラムには不適当な教育方式であり、児童の社会性や学習面のひじょうに多くの点が、この教育では制限されるか全く欠けてしまっており、この教育形態では、養護学校や特殊学級で実施されている教育プログラムや訓練プログラムの代用としての役割は果たせないものであることをよく認識し、文字通り実質的な義務制実施——全員就学が実現できるよう、真に障害児の立場に立った誠意と努力が教育行政・教育現場の双方に望まれ

るのである。

### 三——義務化をめぐる思惑ちがひ

養護学校教育の義務制実施が、重度の障害児たちにとっても教育のチャンスが与えられることになり、彼らが生きていくために、発達していくために必要な、適した教育が医療や福祉と統一的に保障されることになれば、実施の意義は限りなく深く大きいものとなるのだが、養護学校の教師は、重障児の入学を義務制ゆえに拒まぬまでも、彼らの受け入れには消極的で有限の下限についてのみ受け入れて行こうとする姿勢がなお続くであろうし、判別基準をよりどころに市町村の就学指導委員会はいとも簡単に彼らを在宅教育の対象として「措置」していかうとするかも知れないことの不安について先に述べた。

ところで、義務化をめぐる不安や心配は、ひとり重度の障害児たちだけにとどまらない。実は、一般学級に適している障害児までも、義務化をよいことに、法律で決まったことだからと、このさい、養護学校に移し変えられようとするケースが義務化を待ち構えていたかのよう

に現われてきたのである。義務化される養護学校とは、養護学校への入学が適当と判断された心身障害児について、学校に行きたい、友だちが欲しいという障害児の切実な願いが百パーセント叶えられるように、養護学校の対象とされる障害児を持つ保護者が、その子どもを養護学校に通わせる義務が果たせるように、必要な養護学校を作る義務を履行するということなのであって、一般学級の方がその子に適しているのにもかかわらず、障害児であるがゆえに一般学級から締め出そうとするためのものではないのである。しかし、今回は特に、一般学級で学ぶことがふさわしい肢体不自由の子どもたちが幾人もこの義務化のおかげで、一般学級から放逐されかかった。いままでは、義務制ではなかったがために仕方なく、一般学級に置いてやっつあげたものを、義務制の施行された現在では、最早かかる障害児を一般学級に置いて引き受ける義務はなく、さっさと養護学校へ行ってもらいたいといわんばかりの、まるで掌を返したような変わり果てぶりであった。

義務制であろうとなかろうと、障害を持ったその子が、他の健常児たちと一緒に一般学級で学ぶことが最も適切と見做される場合、本人もそこで適応しようとする努力し、クラスのみならず彼を対等の友人としてあたたかく受け入れていこうと励まし、両者が互いに励まし助け合う中で、障害のある子も自然に融和し

合って生きていくことは、教育の至善である。

F・U君は現在、市内某小学校の二年生である。障害は、骨形成不全症に類する骨系統疾患であるが、きわめて軽症である。この骨形成不全という障害は、一般に、胎生期より骨膜性骨形成の障害があつて、骨皮質が薄くきわめて折れやすいのが特徴である。軽微な外力で容易に骨折しやすいが、骨折部の癒合は良好で、加齢とともに骨の脆さは減少し、成人に達するにつれほとんど心配なくなるのが普通である。F君の場合は、幼児期に時々ねんざをした程度で、幸いきわめて軽い障害にとどまっており、よほどの激しい運動に注意する他は、一般の児童同様、体育の学習にも参加させていくことも可能であり、肢体不自由養護学校に通学しなければならぬような子では全くない。もちろん、知的発達レベルは正常であり、日常生活動作はすべて自立して、一般学級に就学させることにならぬ問題のないケースである。就学にあたっては、就学相談の結果にもとづき、このことを学校長に報告し、一般学級において教育指導を受けることの必要性和妥当性について十二分に指導し理解を図った上で入学をさせてもらった。しかし、それから僅か一年後、悲しむべきことに、再び同じような説明をしなければならぬ羽目となつてしまった。「この子は、病・

虚弱児のため、普通の児童とは異なった指導をしなければならぬので、養護学校へ変わることに適当」との理由で就学指導のやり直しを請求してきたのである。一年後のF君のさぞ遅しく成長したであろう姿を見る楽しさと、打ちひしがれ、不安と恐怖におびえた母子の姿を見る気の毒さとの複雑な思いでおそろおそろの再会したものである。案の上、一般学級への就学が決まった一年前のあの時の希望と期待に満ちた明るい表情は消え失せ、表情は硬く緊張し、内心の不信と激昂を抑えかねているようであった。

F君は、体格小さく、相変らずせだけこそ低かったが、一般学級で学び友と過ごした成長の跡をずっしと見せてくれていた。「おかあさん、心配することは何もないんですよ。F君がこれからいままの学校で過ごしていくことに変わりはないのですから……」。相談をおえて帰って行く二人の背を見つめながら、普通教育に従事する教育者の酷い仕打ちに憤懣をこらえることができず、一気に、およそつぎのような所見報告を書きなぐった。

「第一に、F君が病・虚弱児との指摘は全くの誤りで、本児は骨形成不全症と呼ばれる肢体不自由児である。しかも、本児の障害は、同疾患中、軽度の部類に属するものであり、一般学級での学校生活を送るのになんの支障もないも

のであること」。第二に、一般健常児と違った指導をしなければならぬとは、一体どういうことなのだろうか？ 本児は骨形成不全症という障害はあつても、身体的にも能力的にも、一般学級において教育を受けることができる児童として、医学・心理・教育の各専門スタッフの一致した見解により上記判定を示したものであり、一般学級において、他児童とは異なる特別の指導を必要とされるようなケースではないし、本児の将来にとって一般学級での普通教育が不可欠の児童として、一般学級での就学措置を図つたものであるのに、なぜ普通児童とともに学ばせることが不可能なのか説明をねがいたい。「第三に、養護学校が適当と言われるが、養護学校が適当か、一般学級が適当かは、専門機関の判定するところであつて、学校において判断すべきものではないこと。養護学校が適当とするのなら、どのような養護学校が本児にとって適切な養護学校なのか示してもらいたいこと。本児を病・虚弱児ときめつけられるのなら、当然、病・虚弱養護学校を想定してのことなのであるが、本症児童を入学させていることの種の養護学校があるのなら教えて欲しいこと。喘息やネフローゼでもない、内科的に加療を必要としない本症児を、病・虚弱養護学校に入学させて一体どのように処置しようというの

だろうか。本児の行くべき学校は、貴校をおいて一体どこにあるというのだろうか。脳性マヒや進行性筋ジストロフィー症、二分脊椎症……などのようにもっとも運動障害の著しい肢体不自由児たちが、おおぜい一般校に通学し、一般学級に受け入れられ、健全なお友だちと一緒に勉学に励み、学校生活を満喫しているというのに、本児のような子がこのような形で問題とされるのは誠に残念という他ないこと。「本児は、貴校の児童以外のなにもないのであって、しっかりと貴校において受け容れられ、他児と全く対等の一人の子どもとして教育指導を受けさせてもらわねばならぬ児童であること。要は、障害児という特質にのみ目を奪われることなく、どこまでも障害を持った(それも身体面だけの)一般の児童であるとの理解に立って、一体どうしたらこの子の困難や障害の克服に手を貸してあげられるかの配慮に立って教育していただきたいこと。貴校に在学することの適否を問うのではなく、貴校の教育指導のなにもでもないのだが、本児の教育指導上、配慮すべきことがらについて、その教え方を問うといった形で担任との相談がはかりたかったこと。「そうでない」と、気安まらず、母子ともに情意不安定に陥ってしまうこと」……。一方、校医さんは、定期健診のたびごと

に、病院へ行って精査を受けるようにと言う。F君の胸廓には先天的な陥凹変形が認められ、また頭頂部から前額部にかけてもやや陥凹がみられる。おそらく、こんな症状を見て、専門外である校医さんには、よくよくたいへんな障害児と思われたのであろう。ところでF君は、幼児から県内随一の公立小児専門病院で主治医によりずっとケアーが施され、いままなお、六カ月に一度の経過観察指導が続けられているのだが……。

F君は、とても努力家で滅多なことでは音をあげない性格の持ち主である。雲梯は無理だが、なわとびも、鉄棒の前回りも一生懸命練習をして出来るようになった。小さい頃の他児との差もいまでは追いついてきた。身体的にハンデはあっても、組のみんなと同じように行動し、みんなに負けないように勉強にも精を出しているがんばりやのF君である。「でも、校長先生はいつもこうおっしゃるのですが……。」とおかあさん。「決して無理をしないようにするのです。勉強なんか二の次、三の次でよいのです。そっと大事にし、怪我や事故を起こさせないように、無理をはいけませんよ」と。F君のおかあさんは寂しそうにこう言うと、そっと目頭を拭いた。「わが子はこの学校での厄介者なのだろうか。この子にとって、普通教育

こそが自らのハンデを乗り越えて明るく逞しく生き抜いて行かれる、屈託のない強い意志の人間に育ててくれるものと願っていたのに。どうして、この子にとって勉強は二の次でよいのであるうか。先生は誰だって、『しっかり勉強しなければだめですよ。』と言って励ましてくれるものではないのだろうか。一般学級に在学はしていても、もっとも正しく受け入れられ、正當に位置づけられていないわが子よ。不憫ノ」

#### 四——ほんとうの教育にもとめられるもの

こんな例はまだいくらでもある。胎児性軟骨異栄養といわれ、昔はよくヒヨンドロ(Chondrotystrophy foetalis)と呼ばれた整形外科的障害児がいる。体幹に比べて四肢が短かい朱儒のことであるが、外形上の恰好の悪さ以外に何一つ問題もなく、特にこのために教育上配慮を要するようなこともないただの子どもである。作家の故大宰治が「幼年の残酷さ」といみじくも呼んだように、子どもたち同士の世界とは残酷な面を持つものである。昔も、花柳界に生まれ車夫を父に持った子どもなんぞは、学校では、なにかというところから「くるわの車引きの子ノ」とからかわれたことだろうし、こんな思

いであつたのだからF子の父は無用にも就学を猶予し一年遅らせて学校にあらせた。しかし、入学させてみて、いままでの不安や心配がまるで嘘のように吹き晴れるのに驚かされた。案ずるより産むが易しである。親の心配などご吹く風と、当のご本人は、どんな友だちを作り、積極的にみんなの中に入つて行つた。猶予していた当時は、外にも出たがらなかった子だが、今では遠方まで買物に出掛けたりもする。身長八十四センチ。「五十円くれんか?」

と毎日のようにねだり、親を嬉しがらせているF子である。受け持ちの先生は、かつて他校で肢体不自由の子を担当した経験があり、F子の受け容れに対しては、なんの俊巡もなく、また、実につかず離れずの上手い指導法でリードしてくれた。他児との関係においては、みんなが同じ一人の対等の友だちとして認め合い、ごくあたりまえの普通の自分たちの仲間であり、友人として接し合い、F子のためにでなく、F子と共に動いてくれる友だちとしての交友関係の成立に心を配ってくれた。父親は、良い先生にめぐりあえたことを深く感謝し、いまは、世間の眼も一向に気にせずに、恥ずかしいと思うこともなくなり、何処へでもF子を連れて出られるようになったと、就学を一年見送つた当時を回顧してこう語ってくれた。

小学二年生への進級を目の前にして学校長から再び本児のことについて相談を持ちかけられてきたのは、「学年の進級に伴い、他児との関係についてどう対処したらよいかについて相談を望む」というものであつた。

担任も、本人も、本人をとり巻く友人も、本人にとつて問題となるものはないのに、どうして再びこの父と子をわざわざ相談に向けて寄こそうとするのだろうか訝しく思うばかりであつた。F子がかもし「醜いあひるの子」と人の眼に写るのだとしたら、そのようにF子を写しとる人の心の方が問題なのではないだろうか。

道を歩いていて、わざわざ後を振り返つてまでF子を見つめる意地悪い人々の眼。「一体、この子に何のご用なのですか?」と問い返したいくらいのものである。世間の人々の態度がこうだから、社会の人々がみんな冷たいから、この子を可愛がってあげられるのは親だけなんだこの子を守ってあげられるのは親以外にないんだという気持ちにだんだんさせていくことになるのは当然で、そうするとこんどは、この子を守ってあげられるのは親以外にないんだという気持ちからやがて過保護が始まっていくことになる。そして、過保護という形でこんどはF子の心を弱くしていく……。教育的に憂慮に耐えないのは、むしろ、こうしたことの方である

う。子どもたちにやさしい思いやりのある心を育てるためにも、F子を道徳教育の生きた教材として活かさなければならぬ。障害児の存在が、他の子どもたちに量的には測り知れない人間としての成長と発達の契機をクラスのみならずに与えていくようにすることが必要で、障害児がいてこそ、学校集団としての幅や広さもでき、本物の人格づくりができるのだというように、学級意識の醸成や仲間づくりの心がけることが大切なことなのである。不幸にも障害を背負ってしまった子どもたちを道徳教育の生きた手本にすらしえないそんな教師が、健康な子どもたちを前にくり返し、教えている道徳教育とは、一体どんな教育なのだろうか。少しでも障害を持った子どもや、問題行動を持った子どもが学級に居ると、ただ「困つた困つた」と言つて嫌忌の感情だけを剥き出しにしている教師を見ていると、みっともないというより哀れさが込み上げてくる。義務教育においては、そんなふうに教師にとって都合のよい児童生徒だけが集まってくれるものでもなからう。また、そんな教師を助けるために、養護学校や特殊学級が設けられ、一般学級の中の障害児をそこに一扫することに加担しようとするものでもない。障害児教育とは、それが必要な障害児のために用意されたかけがえのない教育であるが、普

通教育を必要とする障害児にとっては、普通教育もまた障害児のために用意された唯一かけがえのない教育でなければならないのである。

——こう書いてくると、いかにも普通教育に携わる教師や学校長が、障害児と障害児教育に全く無理解であるかのような印象を与えるかも知れない恐れがあるので、舌足らずの点は補正しておかねばならないが、それは、子どもたち同士が集団の中でぶつかり合って学ぶ思想を大切に、円滑に障害児を受け入れて、心あたたくく指導してくれている頭の下がるような先生や校長先生もまたおおぜいいるという圧倒的事実である。

おもえば、障害児を疎んじることの背後には、障害に対する知識が乏しいといういわゆる「無知」に由来していることが少なくない。障害についての正しい知識を伝え、障害児の理解の仕方と障害児教育の深い意味を説くことが重要とされるゆえんである。

しかし、こうした偏見の根も、考えてみれば、もともと人間の誰もの心に備わっているものなのかも知れないし、誰だってひとたび権力や健康を持っている者の立場に立てば、そのような偏見にくみしてしまふものなのかも知れない。だから、こうした偏見と戦うことが必要になるのであって、しかもここで戦うべきほんとうの相手とは、外敵ではなく、自分自身の内部にひそんでいるこうした存在と戦うことである。

そして、教育とは、こうした深い内省のできる人を育てるいとなみのことなのではないのだろうか。ここには、もはや普通教育・特殊教育と分け距てられることのない、もっと広く大きな豊饒の「教育」があるだけなのであろう。

健全な子どもたちの群の中に、少しでも手足の不自由な子どもが一人、おずおずとその仲間に加わることが、担任教師にとってどうしてそんなに負担なのであろうか。障害児といって

も、私達の前には、ひとりの生き身の子どもがいるだけであって、そこには決して障害一般があるのではない。歩行はできても機敏に動作し得ない肢体不自由児は、避難訓練の時困る、体育の時、水泳の時、遠足の時、修学旅行の時、……やれ何だかんだで困る——である。しかし、ここで困ると言っているのは、教師や校長が管理責任上、労務負担上困ると言っているだけであって、本当に困っているのは教師や校長ではなく、障害児と呼ばれる子どもたちの方であることに気付こうとはしない。もし仮に困ったとしたって、この困難さを乗り越えていこうとすることが教育なのではないかとの問いかけを追求していくのでなければ、いつまでも、ほんとうの教育の語られる日は来ない。そんな気がする。

〈教育委員会学校教育部指導第二課指導主事〉